

# 清代淮南鹽販路の争奪について

佐伯 富

【要約】 清代各塩場の塩はその販路が政府によつて指定せられていた。湖北・湖南兩省は淮南塩の最も重要な販路であつたが、太平天国の乱に揚子江の水上権が太平軍に掌握され、淮南塩を湖北・湖南に販運することが出来なくなつたため、已むをえず四川塩をこれらの地方に販運することを許可した。これがために淮南塩は販路を失ひ、淮南塩場では多数の失業者を生じたのみならず、淮南は塩利を失ひ、政府では重要な財源を喪失した。一旦川塩を導入すると乱の平定後もこれを禁止することが出来なかつた。蓋し四川では増産のため施設を拡大し流民を吸収して雇傭したので、生産の縮小を行うと又労働者を解雇しなければならず、もし労働者を失業させるのと、叛乱の危険さえもあつたからである。もう一つの原因は湖北・湖南の軍費は川塩の塩釐によつて賄つており、川塩を禁止するとその財源を失う懼れがあり、湖広總督が川塩禁止に対して極力反対したからである。ともあれ清末淮南と川南とは湖北・湖南の販路をめぐつて激しい争奪戦を演じた。この争奪戦には利害を同じくする生産者労働者としては政治家までも加わり、重大な政治問題にまで発展し、二十数年間相争つたが遂に解決を見ず清朝は滅亡した。

## 目次

### 一、淮南塩取復問題

(一) 川塩入楚と淮南における失業問題

(二) 四川・湖広總督の立場

(三) 两江總督の立場

### 二、淮南塩取復の経過

(一) 會國藩の改革(上)

—— 鄭塩加税と川淮配銷 ——

(二) 會國藩の改革(下)

### 川淮分界

(一) 沈葆楨の川淮兼銷地取復案(以上本号)

(二) 沈葆楨案に対する反対(以下次号)

### 三、淮南塩取復問題の自然解消

(一) 川塩制限問題

(二) 川塩の驚異的増産と淮塩の減産

### 四、淮南塩取復不成功の原因

## 一、淮南塩収復問題

### (一) 川塩入楚と淮南における失業問題

道光三十年（二八五〇）広西に太平天国の乱が勃発するや、数年にして長江流域の諸省を席捲し、咸豊三年二月（二八五三）には江寧（南京）も陥落した。これがために、淮南塩はその販運の運路を完全に太平軍におさえられ、その主要な行塩地、湖北・湖南・江西では片引も淮南の官塩が販運せられず、民衆は塩が欠乏して甚だしく困苦した。

この塩の欠乏を救済するために、政府では四川・広東・兩浙から官塩を採買する計画を立てたが、長江の水上新権が太平軍に握られており、また官塩の採買原価が高価なため、私塩と太刀打ちすることが出来ず失敗に終つた。一方私塩の跋扈により官塩が売れないために、政府の塩利収入が激減した。政府ではちやうど太平天国軍を鎮定するためにも多額の軍費を必要としたので、塩の専売収入の激減は財政的にも重大問題であつた。そこで塩の専売収入の激減を補填する意味から、淮南行塩地界に他の行塩地界から侵入して来た私塩に対して、安価な税金を徴収してその販売を公

認せざるを得なかつた。これが塩盪である。私塩が公認せられると淮南行塩地にはその周囲の行塩地界から私塩が滔々と侵入し、民衆は殆んど私塩によつてその需要をみたしていた。特に湖北・湖南省は地勢の關係から殆んど四川塩に依存し、あたかも兩省が四川塩の行塩地界の如き餽を呈するようになった。この四川塩の販路拡大により、四川塩井では生産の拡大が行われ、産塩ブームにより多数の失業者が救済せられた。<sup>④</sup>

ところで湖北・湖南兩省は淮南行塩地界最大の銷塩地であり、淮南塩の七割はこの兩省において銷販せられ、塩課もその六割はこの兩省から徴収せられていた。<sup>⑤</sup>淮南塩はその最大の行塩地界を太平天国の乱を契機として四川塩に奪われたわけ、政府としても重要な弗籍を失つたのみならず、淮南塩の生産、運搬などに関係していた多数の労働者の失業問題を、いかにして解決すべきかという重大問題に直面しなければならなかつた。

淮南塩はその広大な販路を喪失した結果、塩価が暴落し、塩場では塩一斤一錢という有様であつた。<sup>⑥</sup>ところが後にはさらに莫大な生産塩が販売されずに滞積し、これがた

めに製塩労働者は忽ち生活に窮した。尚この外に淮南塩の捆包・運搬・販売等に従事して生活を支えている労働者・商人が数百万人に達するが、彼等が失業して路頭に迷うという重大問題が現われるに至つた。<sup>⑤</sup>これらの失業者を放置するということは重大な社会問題であつて、すでに製塩労働者のうちには生活に困窮して太平軍の陣営に走る者もあらわれている。併し、政府としても太平軍の鎮定に手がまわりかねている有様であるから、到底これらの失業者の救済に乗り出すことは出来なかつた。そこでこれらの失業者は多く淮南塩の密売買に従事したらしい。太平軍は淮南行塩地界の梗塞せるに乗じて、淮南塩を密売買し、多額の軍資金を獲得したようであるが、恐らくこれらの失業者を利用もしくはその傘下におさめて行わしめたものであらう。

淮南行塩地界は太平軍が南京を占領している間、淮南塩のため恢復することが出来なかつたのであるが、同治三年(一八六四)南京が陥落して太平天国の叛乱が平定した後、湖北・湖南の淮南行塩地界はそのすべてを淮南塩のため収復することが出来なかつた。そこで淮南の場商・運商・製塩業者は両江総督その他に対して盛んに淮南行塩地

界の恢復運動を起した。両江総督が湖広における淮南行塩地界の収復を主張したのは一つにはかかる輿論によるものであつた。<sup>⑥</sup>しかし、一旦四川塩を湖北・湖南に販運することを許可してしまふと、これを禁止することは餘程困難な問題であつた。ひとたび四川塩を湖北・湖南に行銷するとなると増産を行わなければならぬ。<sup>⑦</sup>増産をするためには新たに塩井を掘ることが必要である。太平軍の叛乱後、湖北・湖南において塩が欠乏すると、政府では四川の商人竈戸に懇懇して塩井を開鑿せしめた。塩井は数十丈から数百丈に及ぶものがあり、塩の生産が可能となるまでには数年乃至は数十年の歳月と莫大な投資とを必要とする。もし鑿井しても鹵水をうる事が出来なければ、莫大な損害をうけなければならぬ。<sup>⑧</sup>かように塩の生産を拡大しようとする、鑿井・生産・運搬のために多数の労働者を雇傭しなければならぬ。幸か不幸か、当時陝西・河南・山西省では回民などの叛乱があり、多数の避難者が四川に来ており、またその他の省からも多数の流民が四川に流入していたので、これらの失業者を吸収することにより、塩の生産拡大の問題は容易に解決し、多量の塩が湖北・湖南に販運さ

れ、その需用をみたすことが出来た。<sup>⑩</sup>

## (二) 四川・湖広總督の立場

このように一旦既成事実が出来てしまうと、太平天国の叛乱が鎮定したからといつて、直ちに湖北・湖南の行塩地界を淮南塩のため返却することは出来なかつた。四川塩を湖北・湖南に販運することを禁止すれば、当然、生産の縮小を断行しなければならぬ。生産を縮小すれば、自ら製塩労働者や運搬労働者が失職する。<sup>⑪</sup>当時四川塩に関係して生計を立てている者は百数十万に上つたといわれている。これらの労働者は他郷から流入した無頼の徒が多く、彼等は何とか生計が立つているので暴動を起さず、社会はやや平穩であるが、ひとたび失業でもすればどんな叛乱を起すかもしれない。<sup>⑫</sup>こういった事情から、四川や湖広の總督は四川塩を湖北・湖南に販運することを禁止することに対して極力反対した。<sup>⑬</sup>これは全く杞憂ではなく、後に四川塩の一部を禁止したところ、私塩販売者は徒党を組み緝私卡局の焼打ちを行い、巡視船を破壊し、巡視兵を殺傷している。かかる塩務関係の官衙の焼打事件が、湖北・湖南において頻々として起つているが、地方官はその威勢を恐れて放任

した。また湖広總督李瀚章等は湖南の督銷局に通牒を發して四川の私塩が貴州省に行く場合には湖南省の通過を許し、その上沿途で酒売することを聴許するようにさえ命じている。さらに李瀚章は川塩の塩釐を減じている。これまで川塩に対して毎斤八文の塩釐を徴収していたが、これを五文に減じ、後にはさらに三文に減じている。また川塩の成本が重いので湖北で収めていた陸課（四川の鹽引に対して徴収する塩課を停収し、或いは湖南澧州の花畹岡の税局を裁免して川塩販売者を優遇している。このように、当時四川・湖広における地方官は總督を始め、川塩販売者の暴動に対しては戦々競々として恐れをなしていたのである。<sup>⑭</sup>

次に四川總督が四川塩の湖北・湖南販売禁止に反対したのは、四川塩の行塩地界が叛乱のため殆んど廢岸に等しく、荒廢していたからである。四川塩の主要な行塩地は本省及び貴州省・雲南省の三省である。本省の口岸を計岸といい、貴州雲南は辺岸と称せられた。辺岸においては、咸豐以来、太平軍鎮定のため、軍事力が手薄になつたのに乘じ、また石達開など太平軍の貴州省侵寇に呼応して、苗族や回民が叛乱を起し、人民は流亡した。商人は利益が少

く、且つ危険であるために塩を販運せず、四川塩は滞積し

た。<sup>16)</sup> また貴州省は辺陲に偏し、開発がおくれ産物がないため税入が少く、軍餉や役所の経費は主として塩利に依存せんとした。これがために、貴州省では税釐徴収の局卡が林立し、また税釐も甚だ重かつた。とくに兵燹以後、軍餉が支細したため、重釐を課することになつた。商人が塩を貴州省に運んでゆくと、十分の一の税を徴収し、これを大釐と称した。そのほか、沿途では半釐・小釐・落地税など諸種の税が徴収せられた。また査局・分局・驗票局や各州県私設の卡局があり、色々の名目で税や手数料を徴収したので、川塩を貴州省に運んでゆくと、實際徴収せられる釐銀数は毎引數十兩を下らず、これがために商人は欠損するので販運を躊躇した。<sup>17)</sup> のみならず、貴州省では叛乱が長く続いたために、販運が出来ず、大きな商人が没落してしまつた。当時貴州の口岸に塩を販運する大賈は数十家あり、その資本は合計すると一千万兩にも上つたが、殆んどみな陝西出身の商人であつた。<sup>18)</sup> 四川において井甕に投資してこれを経営する者はその七八割が陝西出身者で、その残りは四川人であつた。<sup>19)</sup> 販運に従事する商人も多くは陝西出身者

が多かつたようである。

ところだたまたま、咸豊九年(一八五九)雲南省で鴉片の密売並にその護送をしていた藍大順・李短搭らが官憲の不当な圧迫に抗して叛乱を起した。遂に四川省に侵入し、自流井の塩井労働者数万人をその傘下に収めると、俄然その勢力は伸張し、翌十年にはその徒十余万と号した。<sup>20)</sup> この藍大順らの四川侵入により、行塩地界は荒廢し、井甕も大損害を被つたので、陝西商人の四川にあつて貿易していた者は資本をもつて陝西に引揚げた。ところが陝西ではまた回民の叛乱に遭遇し、その資本は蕩尽に歸した。<sup>21)</sup> かように四川行塩地界に於ては苗族・回民・匪徒の叛乱により、人民は流亡し、大賈は没落して販運が行われず、広大な口岸は廢岸と化し、四川省としては重要な財源を失つたわけである。このような情勢のうちに、川塩濟楚の問題が起つたので、滞積が懸念せられていた四川塩としては全く天来の福音であり、滔々として川塩は湖北・湖南両省に販運され、両省の食塩は殆んどすべて四川塩に依存する状況であつた。<sup>22)</sup> 川塩入楚の後は積滞は全くなくなり、額引に対する塩課を完納するのみならず、毎年捐釐七十萬兩を得ることが

出来た。<sup>29)</sup> 同治八年(一八六九)には四川省から京餉として二十三万兩を解送している。この外、擧賢勇糧・陝甘協餉など合計すると數十万兩に上る銀を四川省から發送しているが、すべて塩釐の収入によるものであつた。四川省としては塩利収入は重要な財源であつた。然るに、もし川塩の入楚を禁止せられると、これらの重要な収入が失われるわけで、四川總督としては川塩入楚の禁止に反対せざるをえない立場におかれていた。<sup>30)</sup>

塩利収入の上からは湖広總督も四川總督と全く同様の立場にあつた。川楚兩省の歳入川塩釐税は多い時には二百數十万兩に上つた。<sup>31)</sup> 湖北では毎年川釐は大体九十万兩の収入があつた。<sup>32)</sup> 四川では前述のように約七十万兩の塩釐があり、合計百六十万兩の塩釐を以て川鄂兩省の兵餉を支辨していた。<sup>33)</sup> いま四川塩釐の主要な支出を示すと次の通りである。

滿營兵餉	二六万兩余
戸部餉	一〇万兩
固本餉	六万兩
荆宜留防水師	二万数千兩

以上の外、各省協餉百余万兩・本省管餉八十五万兩はその大半を川釐に仰いでいたのである。もし川塩の入楚を禁止し、淮塩の収入を以てすれば百万兩の欠損が出来ることは明らかであるが、この収入減をいかにして補填すべきかというところに湖広總督の不安があり、川塩入楚の禁止、すなわち淮岸の収復に対して反対せざるを得なかつたようである。

このように淮南塩の湖北・湖南における行塩地界の収復に対して四川・湖広の總督は大体利害が相一致して反対したのであるが、これに対し、兩江總督は全く利害が相反し、極力収復を主張した。

### (三) 兩江總督の立場

兩江總督としての意見の代表者は曾國藩・馬新貽・沈葆楨・劉坤一等である。四川總督は吳棠・文格・丁宝楨等であり、湖広總督は翁同爵・李瀚章等であつた。淮南塩の口岸の返還を最も強く主張し、且つこれを着々と実施にうつしたのは曾國藩である。曾國藩の考へては、湖広地方に川塩を導入したのは長江が太平天国軍のため梗阻し、淮南塩を運搬することが出来なかつたので、權宜の計として已む

を得ず施行したものである。然るにいまや叛乱は鎮定され、長江は自由に商人が販運出来るようになってゐる。<sup>⑧</sup>又議者は川塩入楚を禁止すれば、川塩によつて生計を立ててゐる者が、失業したり没落し、重大問題が惹起するといつてゐるが、併し、淮南塩によつて生活する労働者や商人の数は数百万に上り、四川塩のその数倍には止らないであらう。兵燹以来多数の塩務労働者が失業し、塩商の没落する者も甚だ多い。湖北・湖南のみならず、淮南塩の重要な行塩地江西の口岸もまた粵私・閩私に侵蝕せられ、淮南塩は販運すべき引地がなく、淮南商人はしきりに引地の収復を請願してやまないから、漸次川塩入楚を禁止して湖北・湖南は淮南塩の口岸として規復し、昔年の旧制に復して経久の利権を収むべきであるとするのが會國藩の主張である。<sup>⑨</sup>

以上のような會國藩の主張に対して四川總督や湖広總督は前述のような立場から難色を示したのであるが、戸部は全面的に會國藩の意見に賛意を表した。<sup>⑩</sup>後には御史周声澍も淮南収復に左袒し、<sup>⑪</sup>また會國藩の推薦によつて立身し、後に两江總督となつた沈葆楨は會國藩の意見をそのまま継承して淮南の収復を執拗に主張したので、湖北・湖南にお

ける淮南塩の行塩地界も全部を収復するには至らなかつたが、次第に返還せられた。それは两江總督の強い要望によるものではあるが、一面には、後に述べるように、四川塩の行塩地界恢復の措置がとられ、四川塩政が漸く立ち直つて来たからである。

それでは會國藩は何故に淮南塩販路の収復を強く主張したかというに、先にもふれたように場商・運商・窟戸などの販路恢復に対する猛烈な運動があつたことはいうまでもないが、政府の塩課収入を確保するために會國藩は淮南行塩地にいわたる循環輸運法を施行し、運商に昔の綱法におけるがごとく塩引収買の世襲権をみとめたので、これに伴つて引地の販売独占権をもみとめざるをえなかつたのである。一体清代では塩課は国初より重要な財源であり、大体全収入の四分の一を占めていたが<sup>⑫</sup>両淮の塩課は全国塩課の四割強を占めていた。<sup>⑬</sup>さらに湖広はその六割を占めていたのである。<sup>⑭</sup>具体的にいえば、両淮塩は従来六百万乃至七八百万兩の塩課を収め、清朝としては重要な弗箱であつた。ところが太平天国の乱により、ほとんどこの重要な財源を喪失した。川塩の導入以来、毎年四川と湖広とを合すると

百五六十万両の塩盞を収得することが出来たが、とうてい昔日の兩淮塩の収入に比べると問題にならない。川塩の収入は小販から徴収した塩盞によるものであつて、塩政の正統的な方法からすれば一時的な便法による収入である。また従来の淮南票法の改革の例によつても分るように、小さな商人が塩を販売すると、とかく自由競争の結果、原価までも割つて販売するようになるので共倒れの危険がある。票法によつては政府の所期するだけの収入を確保することはむずかしい。往年におけるような兩淮塩の塩課を確保しようとするれば、どうしても相当資本の大きい運商に販売上の諸特権を賦与し、塩課を請負わせる必要がある。ここから會國藩は若干の淮南運商に塩引を永久に請負わせ、交代で辦運させることにした。この方法が循環販運法であり、新商を全然認めず、政府認許の若干の運商に昔の綱法のごとく塩引収買の世襲権を認め、自由競争をやめて、順番をまつて順次に塩を販売させることにした。これによつて塩の投売りの危険を防止し、一定の塩価を保持させ、運商を優遇せんとした。従来の票法のうちに綱法の意を寓したのである。以上のような理由から會國藩をはじめ代々の兩江

總督は淮南塩の行塩地界とくに湖北・湖南の販路收復に対して努力を続けざるをえなかつたのである。それでは淮南塩の行塩地界はいかなる経過を辿つて收復せられたであろうか。

〔補註〕

- ① 拙稿「清代咸豐朝における淮南塩政」(東洋史研究一三、六) 一月二十九日)  
 ② 丁文誠公奏稿卷一四「覆核沈葆楨包領立限摺」(光緒三年十一月二十九日)

- ③ 周濟「淮鹽問答并序」(盛康皇朝經世文統編卷五一) 清塩法志卷一三二「借運鄧塩咸豐四年条」  
 ④ 會文正公全集奏稿卷三三「請禁川私行楚收復淮南引地摺」

- ⑤ 駱文忠公奏議卷五湖中稿「採買淮塩濟食分岸納課濟餉疏」(咸豐五年)

淮南各場。煮海為業。丁徭而外。窮民賴以當運為生者。奚止數十萬衆。頻年片引不行。各場墮粟山積。塩一斤僅易一錢。尚苦無銷售。生理日窮。坐以待斃。

- ⑥ 會文正公全集奏稿卷三三「請禁川私行楚收復淮南引地摺」 淮南通泰二十場。垣商煎丁。以及鈎損搗忙人等。不下数百万。兵荒年久。困苦顛連。為從來所未有。……場商倒歇之家固衆。而煎綱各役。失業之人尤多。

沈文肅公政書卷六「收回淮南引地應運部議迅速舉行摺」 通泰二十場。應浮於銷。逐年積欠。幾無隙地以容之。

同書卷七「淮南邊先川鄂餉銀設立限取復楚岸捐。」

臣查。淮南額重課繁。取資於兩湖者。居十之六。兩湖引地。

為万竈煎丁所託命。亦千古塩法之常經。今通泰二十場。山積塵封。幾無隙地。竈情之急迫如彼。

⑥ 陸文忠公奏議卷五湘中稿乙卯下「採買淮塩濟食分岸納課濟餉疎」

今淮塩之利。不歸於官。不歸於民。而且滯歸於賊。

曾文正公全集奏稿卷六「請部撥浙引用塩抵餉捐」

淮南之塩。奸民偷送賊營。粵匪賤售於各口岸。大獲其利。：

…〔江西〕北路食賊之私塩。…〔湖広〕東北亦食賊之私塩。

なお拙稿「清朝咸豐時代における淮南塩政」参照。

⑦ 沈文肅公政書卷六「收回淮南引地應部議迅速舉行摺」(光緒二年七月初五日)

臣於上年十月。莅任。疊獲場商運商聯名公稟。請復楚岸。：

…臣到任以來。窺戶場商。環訴哀籲者。殆無虛日。

曾文正公全集奏稿卷三三「請禁川私行楚取復淮南引地摺」(同治七年)

凡認淮引之商。屢赴臣衙門呈通稟詞。請堵川私。幾無虛日。

⑧ 東華統錄同治卷七五、同治七年十二月甲寅

惟川塩行楚既久。井竈增多。

清塩法志卷一五二濟楚、同治八年「戶部議覆」

川塩行楚。已閱十有餘年。近來広開井竈。添集丁夫。産塩之所。較之向年。增多數倍。

⑨ 四川塩法志卷一二濟楚下「文格奏略」(光緒二年)

同書卷一一濟楚上「吳棠奏略」(同治八年)

⑩ 丁文誠公奏稿卷一四「覆駁沈葆楨包饌立限摺」(光緒三年十一月二十九日)

⑪ 同前

⑫ 嚴如煜「論川塩」(皇朝經世文編卷五〇)

⑬ 四川塩法志卷一一・卷一二

⑭ 東華統錄光緒卷九光緒二年五月戊申「周声濤奏。」

川臬日益橫行。同治十三年二月初五日。胆敢聚血持械。將岳州府境之鴨欄磯緝私卡局。焚搶一空。殺傷巡船水勇。…嗣復由湖南撥勇戍守。而委員不特不緝川私。反力為護送。致湖北沔陽州之潘家壩等處。又有毀勇毀卡之事。地方官不敢過問。且有不應緝之說。督臣又札行湖南督銷局。許川私。假道常德辰沅。以達貴州。沿途酒壳。聽其所為。…樊岸分銷局。既被擠撤。川私直達沔陽州境。乃嘉浦・崇通・通山各屬。委員懼遭參撤。莫可誰何。…鄂督祖川之意。大約因川販太多。禁之則恐失業之民。因而滋事。

⑮ 四川塩法志卷一一濟楚上「吳棠奏略」(同治八年)

川商行塩之地。除本省外。向惟滇黔兩邊。咸豐四年以後。黔匪猖狂。滇匪相繼扇亂。兩省邊地。人民流亡。引岸全失。川省井廠。亦遭滇匪蹂躪。商号不行。積年引滯稅懸。

丁文誠公奏稿卷一三「籌辦黔岸塩務官運商銷摺」(光緒三年七月二十二日)

軍興以來。黔地處處被擾。人民離散死亡。十不存一。商人歇業。引滯岸懸。直同廢棄。

⑯ 二十二日)

①⑥ 丁文誠公奏稿卷一三「籌辦鹽務官運商銷摺」  
同前

①⑦ 就黔岸而論。……四岸（永・仁・涪・藝）行商各十余家。悉是陝西大賈。資本甚鉅。……從前黔岸暢行時。西商各處設立行号運銷。資本合計不下千萬。始敗周軫。

①⑧ 皇朝統文獻通考卷四七同治二年條

川省各廠井鹽。秦人十居七八。蜀人十居二三。

①⑨ 湘軍志卷一三咸豐九年條

湘軍記卷一三

②⑩ 皇朝統文獻通考卷四七同治二年條

自滇匪闖入後。塞井夷鹽。陝商在川貿易者。多將資本運回原籍。復被陝回焚掠。至今尚未全行復業。

②⑪ 清鹽法志卷一五二咸豐七年「湖廣總督官文、湖北巡撫胡林翼奏狀」

近年兩省食鹽。實以川塩為大宗。

②⑫ 李文忠公奏稿卷一五「川塩分成派銷摺」（同治八年七月二十九日）

②⑬ 四川塩法志卷一一「濟楚上」

②⑭ 四川塩法志卷一一「濟楚上」

②⑮ 沈文肅公政書卷六「收回淮南引地應部議迅速舉行摺」（光緒二年七月初七日）

②⑯ 四川塩法志卷一二「濟楚下」光緒二年條

②⑰ 同書「翁同龢奏略」（光緒二年）

②⑱ 會文正公全集奏稿卷二四「淮南塩運暢通力籌整頓摺」

②⑲ 同書卷三三「請禁川私行楚取復淮南引地摺」

③① 四川塩法志卷一一「濟楚上」

③② 東華統錄光緒卷九光緒二年五月戊申「周聲澗奏」

③③ 清史列傳卷五三「沈葆楨傳」

③④ 皇朝經世文統編卷四三孫鼎臣「論塩」二

③⑤ 魏源聖武記卷一一「武事余記」

③⑥ 汪喜孫從政錄卷三

③⑦ 光緒大清會典事例卷二二一及卷二二三

③⑧ 會文正公全集奏稿卷三三「請禁川私行楚取復淮南引地摺」

從前淮網盛時。徽徵各岸課銀。甲於天下。徵諸蘇省者。不及十之一。徵諸江西・安徽者。不過十之三。徵諸兩湖者。則居十之六。

③⑨ 陶文毅公全集卷一四「覆奏辦理兩淮塩務一時尚未得有把握摺子」

淮塩課額。甲於天下。……淮塩以一隅抵數省之課。正雜各項數至七八百万兩。

③⑩ 駱文忠公奏議卷五湖中稿乙卯下「採買淮塩濟食分岸納課濟餉疏」（咸豐五年）

國家兩淮塩課正雜各款。每歲共銀六百余万兩。為經入一大宗。

③⑪ 拙稿「清代道光朝における淮南塩政の改革」（東方學論集第三）

③⑫ 清史稿卷一二九食貨志「塩法」

## 二、淮南塩收復の経過

### (一) 會国藩の改革(七)——鄰塩加税と川淮配銷——

淮南塩の行塩地界の收復は同治三年(一八六四)南京の占領により、太平天国の叛乱が一応平定すると共に、會国藩の意見に従つて開始せられるが、これより先、揚子江の水上游が政府側に回復せられるや、この前年にはすでに江西口岸收復の措置が講ぜられ、同治三年には安徽と湖広との口岸の收復策が立てられた。<sup>①</sup> 會国藩の淮南塩口岸收復の計画は大体塩運使郭嵩燾の原案に基づくものであつたようである。<sup>②</sup>

會国藩は同治三年南京の克復と同時に、淮南行塩地界收復の第一措置として鄰塩の税釐を重くし、淮南塩の税釐を軽くした。太平天国の叛乱以来、十餘年間、淮南行塩地界の民衆は殆んど隣界の私塩に依存し、また政府自身もこれらの私塩から塩釐を徴収して軍餉に供して来たので、遽かにこれらの隣界の私塩進入を禁止することが出来ない。急いでやれば叛乱勃興の危惧がある。そこで漸を遂うて引地收復の拳に出でんとした。一体隣界の私塩が盛んに淮南行

塩地界に侵灌するのは、隣界の私塩価が淮南塩より廉価であるからである。それは隣界私塩の原価が淮南塩のそれよりも低いところに起因する。そこで會国藩は隣塩の釐金を重くして淮南塩と共に銷售せしめ、淮南塩が隣塩と競争して勝利を得、自然のうちに行塩地界の恢復を計らんとした。

一方淮南塩釐の軽減をも計つた。当時、淮南塩釐は都興阿・馮子村・李世忠・官文及び會国藩の軍餉に充当せられていた。この塩釐を徴収するために多数の釐卡在林立し、淮南塩が儀徴からひとたび長江に出ると、金柱関(安徽省当塗縣西五里)萩港(安徽省繁昌縣西北)大通関(安徽省銅陵縣西南四十里)安慶・華陽鎮(安徽省望江縣東南十五里)等に釐卡があり、各卡で夫々塩釐が徴収せられ、その額は合計すると毎引十五兩以上にも上り、これが淮南塩の銷售に多大の障碍を与えた。そこで會国藩は塩釐の大幅の減額を断行し、楚岸銷售の淮南塩釐は十一兩九錢八分、西岸は九兩四錢四分、皖岸は四兩四錢に軽減した。而も各卡で徴収することをやめ、銷售の後、一括して納付することとし、商人の便宜を計らんとした。この外、先にもふれたように、自

由競争による商人の塩の投げ売りを停止して塩価の保持につとめしめ、また無税の私塩の緝捕に意を用いて商塩の銷售を側面から援護する等、あるゆる方策を尽して淮南塩商を保護し、販路の拡大、すなわち淮南行塩地界の収復に尽力した。<sup>③</sup>これが行塩地界収復に対する淮南塩務の第一回目の改革であつた。

然るに、この改革案は予想に反して効を収めることが出来なかつた。隣塩の税釐を重くしたために、とくに川販は釐卡を廻避して販運し、あらゆる手段を尽して塩釐を脱税せんとして、兩引の塩を販運しながら一引の税釐を納めるに過ぎぬ状態であつた。そこで曾國藩は委員を現地に派遣して調査させたところ、同治六七年兩年では、淮南塩の積滞せるものが十余万引を下らないのに反し、川塩は従来にも増して湖北・湖南に流入していた。その原因は民衆が淮南塩を敬遠し、川塩を歓迎していること及び宜昌駐在の官吏が川塩の塩釐に対して手加減を加え、掣驗（塩引記入の塩額と實際商人が所持せる塩斤とをつき合わせて検査すること）を施行しながらも、実際には規定した塩釐の六七割しか徴収せず、川販の塩の原価が甚だ安くして、銷售し易く、淮南

塩が川塩に対して太刀打ち出来ぬためであることが明らかとなつた。

なおこの外に淮南塩は川塩に比べると色々な点でハンデイキャップがあつた。第一運搬の上から淮南塩は川塩に比べると大きな弱味があつた。淮塩は揚子江を遡航し、洞庭湖の險その他を経過しなければならぬ。また毎船は至つて少いものも一千余包を積装する。瓜州を出帆して湖北に到着するには四五ヶ月を要し、湖南には六七ヶ月の月日を要する。暴風や淺瀬にあり沈没でもすれば、鉅万の資本を一挙にして失わなければならない。ところが、川塩は揚子江の流れに順つて下るのであるから運搬が容易である。而も距離が近いので小船を雑用することが出来、便利である。

第二、塩色の点でも淮塩は川塩に劣つていた。淮南塩場は餘東・呂四兩塩場の塩は俗に餘呂真梁と称せられ、その質は全場に冠たるものであつた。それは商人の資力が大であつたので、本年の産塩は次年を俟つて始めて販運した。堆積している間にいわゆるにがり、が沈下して塩質が乾淨となつた。近年は垣商が疲乏して資本をねかせておくことが

出来ず、収買した塩を直ちに販運にまわすので質が低下した。ところが、川塩は白くて乾淨であり、民衆から歓迎せられた。

第三、辦運上、淮塩は川塩に比べて不利な点が多かつた。淮南塩は道光の末年、票法を実施して以来、引数に拘らず、いかなる小販の辦運をも許可したが、その後一二十引の小販が競つて塩の投売りをして数千引を辦運する大商の販運を妨害したのに鑑み、小販を制限した。淮南票法の章程では五百引を以て一票としたが、一票の塩を辦運するには七八千兩の現銀を必要とした。ところが、川塩は斤數を計つて払下げ、引數を計らないため、資金數百貫を集めると容易に辦運することが出来る。また塩は包装せず散裝しているから官塩私塩を辨じがたい。その上、塩盪は預納しなくてもよいので、川塩は淮塩に比べると辦運が容易であつた。

第四、販売上、淮塩は川塩に比べると不利の立場にあつた。湖北・湖南の兩督銷局では淮南塩船の口岸到着の順序に従つて塩を売捌かせ、先を争つて自由に販売することを許さなかつた。近頃數年来、銷售は極めて不振である

けれども、原価を割つて投売りすることがなかつたのは、全く整輪(口岸到着の順序に従つて塩を販売させること)のためである。ただこれがために、久しく販売の順序を待たなければならぬ。ところが、川塩は到る処で自由に銷售することが出来る。塩価を得さえすれば直ちに売銷するので販路が広く、窮郷僻地もみな川塩が充滿している。また売価が低廉であるから鋪戸・行家も川塩でなければ販売しない状態である。

以上のように、淮塩は川塩に比べると諸種の点で太刀打ち出来ない。これを放任すれば湖北・湖南はすべて川塩に占銷せられ、淮塩暢銷の望みは全くかけられないから、この際川塩を禁止して、湖北・湖南を淮塩の引地として返還せよ<sup>④</sup>というのが曾國藩の上奏文の概要である。この上奏は同治七年になされたものである。

この上奏を受領した戸部では、更に四川總督吳棠・湖広總督李鴻章及び兩江總督馬新貽に命じて審議せしめた。四川・湖広の總督は大体先に述べたような立場から反対意見が強く、兩江總督馬新貽は淮塩の質を改良して私塩に対抗し、塩岸を裝飾して塩価を平らかにすべしとする対策を以

て返答した。このように地方の大勢としては川塩の禁止に對しては反対意見が強かつたのであるが、先にふれたように、戸部は曾國藩の意見を支持したので、ここに妥協案が生れることとなつた。すなわち、川淮塩は従来通り兼銷するが、沙市に配銷局を設け、川塩の入楚に制限を加える。配銷の割合を淮塩二割・川塩八割とし、漸次淮塩の引地を收復するという改革案が成立した。<sup>⑤</sup>これが淮南行塩地收復に對する第二回目の塩政改革である。時に同治八年であつた。

## (二) 曾國藩の改革(下)

### ——川淮分界——

同治八年、川淮塩配銷案の妥結は淮塩の湖広行塩地進出を計らんとしたものであるが、実際には大して効果がなく、川塩は依然として湖北・湖南に浸灌した。ここに曾國藩の第三次淮塩引地收復の改革が起つたのである。同治八・九兩年には川塩の釐税を納めたものについて見るも各年二十万引を下らない。漏税の私塩はこのうちに入つていない。これに反して、淮塩は同治九年湖北で銷售したものは僅かに七万引、川塩銷数の三分の一にすぎない。これが

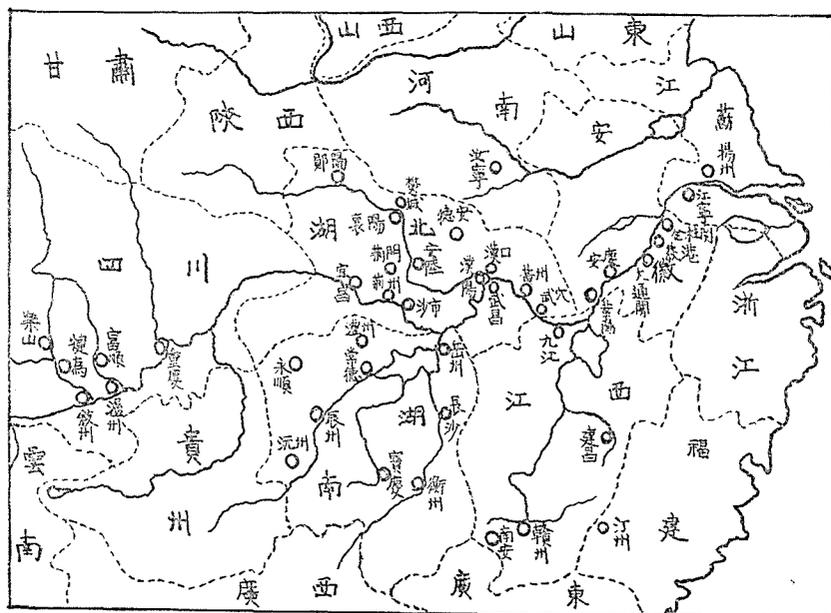
ために滞塩が七十万引にも及び、昨年秋冬所収の課釐が短細し、戸部では大婚彩緞の款を發解することさえ出来なかつた。一方塩場では場商數百家が窮乏して塩を買上げぬため、竈戸は糊口の資に窮し、私塩を鬻賣して塩桌に通謀し、いつ叛乱が起るかもしれぬ情勢にある。また運商は楚岸の銷售が不振なるため覬望して前まず、これがために船竈夫役その他の労働者が失業する。その數、數十万人にも及び由々しき段階に到達している。その原因は要するに楚岸が川塩に侵占せられているからである。

先の改革において配銷の割合を川八淮二としたけれども、實際の割合は淮塩は川塩の十分の一にも及ばない。それは塩包の數によつて割合を決定しているからで、川塩は毎包三百五十斤から八十斤に至り、八割とすれば毎包三千斤に近い。淮塩は毎包、包素とともに八十六斤であるから、二割とすると僅かに二百七十二斤である。これがために川塩が暢銷し、淮塩の銷售がのびないから、配銷の割合を大幅に変更して淮塩の利銷を計るべきであるとするのが曾國藩の主張である。<sup>⑥</sup>

ところで、淮塩の配銷額を増大しても、川塩と同一引地

て競争すれば、先に述べたように、淮塩は川塩に比べると諸種の不利な点があり、太刀打ち出来ないことは前の改革で試験済みである。ここに考え出されたのが整岸塩引を川淮兩界に分つて行銷せんとする方法である。この改革が実施せられたのは同治十一年(一八七二)である。この改革案の骨子は先ず淮塩の専岸を設定したことである。湖北九府一州の額引は五十五万七千余引であるが、そのうち武昌・漢陽・黃州・徳安四府の応銷額引は四十三万三千余引である。すなわち湖北における淮引の八割を占める四府を淮南塩のため収復し、専ら淮塩を專銷せしめ、川塩の進入することを嚴禁した。残りの安陸・襄陽・鄖陽・荊州・宜昌府・荊門州は川塩の界とするが、淮南が塩店を設けて塩を発売することを許可する。つまり、川淮塩の兼銷地とし、漸次淮塩の進出を計らんとするふくみであつた。

なお当時淮塩滞銷の一つの原因は塩価が騰貴したことであつた。それはまた湖北における銀価の昂貴によるものであつた。これまで、湖北では銀一兩は銅錢一千五百余文と交換していたが、同治十一年には増して一千八百余文になつている。これがために塩を販売する水販の成本が暗増



し、塩価が騰貴した。その結果、塩の売れゆきがにぶつたのみならず、水販は銀価の昂貴によつて多大の損失を蒙るようになった。というのは水販が塩を販売して収める代価は銅錢であるが、督銷局に納付する塩価は銀で徴収せられた。銅錢を銀に両替して督銷局に納付するまでには時間的な開きがあり、銀価が昂貴している際にはどうしても損失を免れない。これが対策として曾國藩は塩価の切下げを実施せんとした。これまで楚岸では売価は每引二十四兩であつた。その後減じて十九兩二錢になつていたが、更に一兩二錢を減じて十八兩にまで切下げた。

この外、曾國藩は州県官を督責して私塩の取締りをとくに嚴重にさせるのみならず、各塩場を督励して煎煉の法を講求せしめ、塩質の改良を行つて淮塩を川塩との競争において太刀打ちが出来るようにせんとした。

なお湖南においても川淮塩の分界を実施した。湖南において川塩を行銷せる地域は岳州・常德及び澧州であつた。

岳州は省會に達する門戸であり、常德は辰・沅に入る要津にあたり、共に淮塩緊要の口岸であつたので、淮塩の専岸とした。ただ澧州は川淮塩兼銷地たる荊州と相接近し、川

塩運路の捷徑に當つていたから、暫く川塩の行銷をも許可した。

曾國藩は臨時の処置として淮南行塩地界に川塩の行銷を聴許したけれども、貴州・雲南における叛乱が肅清せられ、川塩行塩地界が恢復した暁には、湖北・湖南における川淮塩兼銷地から川塩を駆逐して、淮塩本来の行塩地界を完全に収復しようとするのが終局の目的であつたのである<sup>⑤</sup>。この改革が淮塩引地収復の第三回目のものであつた。

曾國藩が淮塩行塩地界の収復を実施するに當つては、先にも述べたように、湖広總督は川塩の禁止によつて鄂餉の財源を失わんことを危惧していた。そこで曾國藩は彼が安慶糧臺よりうけていた淮塩釐銀を鄂餉として提供しようといつている。当時淮塩入楚の塩釐は每引二兩四錢を湖北糧臺に、三兩九錢二分七釐は曾國藩の安慶糧臺に軍餉として解交していた。兩方を合すると六兩三錢余になるが、これを当時の銀価で計ると銅錢十一貫余になる。ところが鄂餉としては当時川釐を每引につき十貫余を受領していたのであるから、淮釐を受ける方がはるかに得策であるといつて<sup>⑥</sup>。それでは曾國藩自身の軍餉の財源はどうするかとい

うに、恐らく、後にも述べるように、淮南商人が出捐を約束でもしていたのではないかと想像せられる。

このように會国藩は湖広總督と協商する一方、四川總督とも協議をしたらしく、四川では新しい塩井の開鑿を禁止し、また政府の帳簿に登記していない塩井の封禁を実施している。<sup>⑩</sup>

かように、會国藩は非常な熱意を以て淮南行塩地界の収復に当つた結果、淮塩の専岸においては漸く淮塩の銷售が伸びたけれども、荊襄等川淮塩兼銷地においては、政府のあれほどの保護政策にも拘らず、淮塩は一步もふみ入れることは出来なかつたようである。<sup>⑪</sup>それほど川塩は二十年間ばかりの間に牢乎たる販路を湖広に確保していたのである。それはとも角として三回に亘る改革によつて淮南行塩地界の収復が漸く緒に就いたのは全く會国藩の熱意と尽力とに負う所が大であつたわけである。

### (三) 沈葆楨の川淮兼銷地収復案

會国藩の後、四人を経て両江總督の任についたのは沈葆楨である。彼は前にも指摘したように會国藩の推薦によつて立身した。その淮塩に対する政策も會国藩の政策をその

まま踏襲して淮南行塩地界の収復に終始尽力した。彼が両江總督となつた光緒初年には、両淮塩の課釐はなお僅かに三百余万兩にすぎなかつた。<sup>⑫</sup>また湖広における銷引數も額引の半ばに及ばず、通泰州二十の塩場では産塩は販路がなく滞積したので、場商や運商は屢々連名で淮岸の収復を両江總督に請願した。そのいうところは貴州雲南も肅清せられ、川塩は販路が出来たわけであるから、淮塩本来の引地である楚岸を全部返還してもらいたいというにあつた。<sup>⑬</sup>

ちようどこの頃、貴州肅清御史周声澍もまた川塩の引地がすぐに収復した以上は、湖北・湖南の引地をすべて淮南塩に返還すべきであると上奏した。<sup>⑭</sup>戸部はこの意見に賛同し章程五条を議定して両江・湖広・四川總督にこれをはかつた。章程五条とは、四川における私井を封禁し、瀕黔における辺引を疏銷し、楚岸に巡卡を復活して川私の入楚を嚴重に取締る。また限期を定めて川塩の入楚を禁止し、煎煉の法を講じて淮塩を川塩に対抗せしめるといふ五箇条であつた。

これよりさき、すでに沈葆楨は兼署湖広總督翁同爵に対して文書をやり、川淮兼銷地のうち、安陸・襄陽・澧州を

淮塩のため返還してもらいたい旨を申入れたが、翁同龢は鄂餉を損じ、淮塩のためにもあまり利益にならないという理由で反対して来た。ちようどういういきさつの所へ戸部から諮問があつたので、沈葆楨は淮南引地を速かに收回すべき旨を上奏した。沈葆楨のかかる主張の背後には淮南塩商の引地回復に対する強い要望があつたことは勿論であるが、それと同時に光緒三年（一八七七）丁宝楨が四川總督となるや、四川塩政の改革を断行して官運商銷を行い、貴州省の行塩地界は漸く収復せられ、川塩は本来の販路に行銷せられて成効を収めつつあつたことが大きな誘因をなしている。沈葆楨の上奏は光緒二年七月、及び三年九月になされたものであるが、その要点を述べると次のようである。

第一、淮南では毎年部撥の京餉四十五万兩を發解しなればならぬが、未だその八割をも解送することが出来ない。その他、出關緊餉・貴州甘肅烏城東三省等の撥餉は一部を解送したのもあるが、少しも解送していないものもある。戸部では完済させようとするが余款の籌濟すべきものがある筈はない。塩引は曾國藩以来、また殆んど世襲的に継承せられる傾向があり、一種の株の如くなつており高

価で入手しがたく、新商のうちには塩引増加の説を聞き、捐銀を出しても入手しようとする者もある。しかし、素性の分らぬ新商を招募して塩利の増加を計るよりも、従来旧商を保護し、湖北・湖南原認の塩引をそのまま全部循環転運させるべきである。むやみに新商を招募し、増引してもその弊害の生ずることは淮北票塩法の示すところである。曾國藩が票法に綱法の意を寓して商人を保護優恤しようとしたのはこれがためである。

湖北における川釐は約百五十余万串、これを銀に換算すると九十万兩となる。川鄂の餉はこの川釐と四川で徵收した稅釐約七十万兩、合計約百六十万兩である。淮南旧商は川淮塩兼銷地たる荆襄等五府一州を直ちに淮南のため返還すれば、前記の川鄂餉額を引請ける。もし該引地を収復して稅釐が右の額に達しない場合には攤捐を行い、責任を以て調達するといつてゐる。これまで楚岸行銷の塩引は約二十万引であるが、荆襄等五府一州では十五万引を銷售できらうから合計、三十五万引の塩を銷售することが可能である。毎引二兩を攤捐すれば七十万兩をうる。また従来奏銷の課釐稅は九十万兩ある。このうち百万兩を以て鄂

餉にあて、六十万兩を以て川餉にあてると、川鄂餉の問題は危惧する必要はないであらう。

第二、川塩をにわか禁止しようとすれば、諸種の障導が起るから、二箇年の限期をきつてその間に処置をつける。川塩が淮塩と競争して勝利を占めた一つの原因は期票を用いた点にある。淮塩は代価として銀を収めるが、川塩は期票を収めた。これを清理するためには相当歳月を要する。また川塩は塩井から起運して宜昌に達し、完税の後荊襄等の府に分運銷售した。にわか川塩の入楚を禁止すれば運搬途上にあるもの、或いは運搬の準備の出来ているものが困難するから、先ず一箇年を限つて川塩の出運を禁止する。さらにそれから半年を限つて運搬を完了せしめる。最後に半年の限期を与えて銷售を完了させる。二箇年以内に銷售が終らなかつた塩は淮南に収買させる。一方、湖北の宜昌・樊城、湖南の澧州等の処に督銷淮塩分局を設け、淮塩を運び、総局の統轄のもとに銷售する。

第三、川塩を禁止する以上は、川鹽を廢止しなければならぬ。川鹽を廢すれば川塩の成本が軽くなるから、川私が多く楚岸に侵入する懼れがある。そこで平善壩に緝私局を

設け、川私の侵灌を嚴重に取締る必要がある。この巡緝の經費については淮南が負担を申出ている。なお淮南塩色の改良は重淋の法によりて成功しているから、楚岸民衆の嗜好に合し、充分川塩に対抗することが出来るであらう。

第四、川塩は四川總督丁宝楨が官運商銷を行ひ商人を利導した結果、貴州省の引地は回復したから、丁宝楨は淮南を淮南に返還してもよいと考えている。ただ資金難のため雲南の引地は未だ回復せられないままにあるが、淮南はもし必要あらば、五六十万兩の資金を提供する用意があるといつている<sup>⑤</sup>。以上のように客觀的情勢も淮南を復帰すべき最上の時機に当つているから、この機会に川淮塩兼銷の荊襄等五府二州を淮南のために返還すべきであるというのが沈葆楨の主張の骨子である。

- ① 淮南塩法紀略「臨際雲序」
- ② 同書卷三郭壽琿「稅塩補救章程詳」(同治二年七月)
- ③ 曾文正公奏稿卷二四「淮南塩運暢通方籌整頓摺」
- ④ 同書卷三三「請禁川私行楚復淮南引地摺」
- ⑤ 四川塩法志卷一一「濟楚」上(同治八年)
- ⑥ 同書卷一一「濟楚」上同治十年条
- ⑦ 同書卷一二「濟楚」下光緒二年「雷同爵奏略」

- ⑧ 會文正公全集奏稿卷三六「楚岸塩引淮川分界行銷疏」
- ⑨ 同書卷三六「談復楚省淮南引地摺」(同治十年三月十九日)
- ⑩ 四川塩法志卷一「同治十年」「戸部奏略」
- ⑪ 同書卷一「同治十一年条」
- ⑫ 東華統録光緒卷九光緒二年閏五月丙寅「吳鴻恩奏」
- ⑬ 沈文肅公政書卷六「收回淮南引地應遵部議迅速舉行摺」(光緒二年七月初五日)
- ⑭ 東華統録光緒九光緒二年五月戊申「周声澍奏」
- ⑮ 清史稿卷一二九食貨志「塩法」
- ⑯ 四川塩法志卷一二「濟楚」下光緒二年条
- ⑰ 丁文誠公奏稿卷一三「籌辦黔岸塩務官運商銷摺」(光緒三年七月二十二日)
- ⑱ 四川塩法志卷一二「濟楚」下光緒四年「戸部奏略」
- ⑲ 沈文肅公政書卷六「收回淮南引地應遵部議迅速舉行摺」(光緒二年七月初五日)
- ⑳ 同書卷七「淮南遼完川鄂餉銀懇立限收復楚岸摺」(光緒三年九月二十八日)
- ㉑ 清史稿卷一二九食貨志「塩法」
- ㉒ 東華統録光緒卷三四光緒六年四月庚申「吳元炳奏」
- ㉓ 沈文肅公政書卷七「淮南包完川鄂餉銀請俟准塩開售之日為始片」(光緒三年九月二十八日)

### 石田梅岩全集(上下二卷)の公刊について

心学の鼻祖石田梅岩の全集が、今般柴田鳩翁以来四代京都明倫舎主として心学の伝統を継承されている京都大学教授柴田実氏の編集・校合・校正によって公刊されることになり、過日その上巻が出版された。上巻には梅岩の名著「都鄙問答」「後約齊家論」及び「石田先生語録」が収録され、下巻には「莫妄想」と門人の編纂にかかる「石田先生事蹟」及び門人知友に宛てた書簡二百数十通が収録される筈である。何よりも本書の公刊の意義ある点は、教授の企画と努力によって原本又はそれに準ずる良本を底本とし諸本を博搜して厳密な校合がなされている点であり、更に高弟達が書入れた註解が今回新しく収録され梅岩の思想を研究する上に多大の便宜が与えられた点である。梅岩の名著「都鄙問答」は既に梅岩の生前に刊行され、最近では岩波文庫等にも収録されていたが、書簡類や門弟書入の註解等までを含めた完全な「梅岩もの」の全集としては勿論本書が始めてである。小さなことではあるが、石田梅岩の名は従来梅庵と書かれひろく世に行われているが、自筆署名が唯一の例を除いて皆梅岩と書かれている為にこれを採用している点にも、原本を重視した態度がよく見られる。ともあれ日本思想史上、特異な地位を占める心学の研究が、本書の公刊によって劃期的に進められることになるであろうことは疑いない。(発行所 東京都中野区文園町二六 石門心学会、上巻定価一、二〇〇)

— 石田善人 —

# Conflicts on the Markets for Huai-nan (淮南) Salt

by

Tomi Saeki

At the Ch'ing Dynasty the government had primarily set markets for each salt mine. Both districts (省) of Hu-pei (湖北) and Hu-nan (湖南) were the most important markets for the Huai-nan (淮南) salt. But as the rebels controlled the transportation on the Yangtse river at the Taiping Rebellion (太平天国の乱), the government could not send the Huai-nan salt to these markets, which came to be open to the Szechwang (四川) salt. Thus the Huai-nan salt lost its major markets, a considerable unemployment occurred at the Huai-nan salt-mine, and so both Huai (淮) merchants and the government suffered from a great deal of loss. Even after the Rebellion had been oppressed, the government could not re-organise those markets of salt. Since already the Szechwang mine had been enlarged and a large number of displaced people had been employed to increase the production, the reduction of the enterprise meant an unemployment, even a rioting. Another thing was that the army of Hu-pei and Hu-nan was supported by the profit from the trade of the Szechwang salt and therefore Governor of Hu-kwang (湖広) strongly objected to the reduction of markets for the Szechwang salt. Anyhow, around the end of the Ch'ing Dynasty, the merchants of Huai and those of Szechwang bitterly competed for the markets of Hu-pei and Hu-nan. Producers, laborers and politicians joined this competition or conflict, which grew up to a serious political problem.

The conflict lasted for more than twenty years until the Ch'ing Dynasty has ended.

## A Study of Miyata-no-sho (宮田庄), Tanba-no-kuni (丹波國)

by

Minoru Tanaka

Much of the study so far done on Shoen (manor or manors, 庄園) is in regard to those of large temples or shrines such as Toji (東寺)